

判例に見る整復師医業の正当性

柔道整復師が打撲について医師の指示なしに治療行為をすることは適法である。

(昭和53年8月21日仙台高民1判・昭和52年(ネ)132号、時報918号87頁)

被控訴人は、柔道整復師の治療は、医師の指示があった場合に初めて補助的治療として認められるものであるところ、本件では右医師の指示はなかったためであるから、右柔道整復師の治療に要した費用は事故との相当因果関係を欠き被控訴人には支払義務はないと主張する。柔道整復師法によれば、柔道整復師は都道府県知事の免許を得て柔道整復に携わる者であって(同法第2条)、外科手術、薬品の投与もしくはその指示を行うことができず(同法第16条)、または医師の同意を得た場合のほか脱臼又は骨折の患部に施術することは禁ぜられている(同法第17条)けれども、同法が文部大臣の指定校又は厚生大臣の指定する養成施設で解剖学、生理学、病理学、衛生学等の知識及び技能の修得者に限定して受験資格を与え(同法第12条)その合格者に対しても免許を付与することになっている趣旨に照らし、**柔道整復師がその知識と技能をもって、脱臼、骨折に至らない打撲あるいは捻挫等比較的軽度の身体障害に対し施術をなすことは容認されているものと解すべく、従って柔道整復師としては本件のような打撲については医師の指示なしに治療行為をなすことは適法と言わなければならない。**

よって被控訴人の右主張は理由がない。

(第一法規出版「医療関係判例集」より)

本件判例は、直接的には整復師業務の独立を認めたものですが、さらに大事なことは、こうした業務について、その根本的問題として医師ではない整復師といえども「診断」を求められ、「証明」を求められるとき、これに応えることは当然の責務であるという事です。

整復師業務が「医業」であることを理解できない者は格別、医業であることを理解できればそれにとまなう責務も理解できるものです。これを、医師と比較して医療用語の「診」用語は医師のみとして「初診」を「初検」や「診断」を「検断」などとは、医師対整復師を比較し、医師資格者のために、医療用語について国民無視の差別医療用語を強要する問題で、整復師への偏見・差別の誤りです。全分野医業(医師)であると部分医業(整復師)であるとを問わず、共通分野医業に「診断」が認められるものです。「初検・再検」などは国民のための整復師制度を理解できない差別医療用語の誤りの問題です。